

社会体育団体登録等申請書

杉並区長 宛

私は、裏面の注意事項を確認のうえ、下記のとおり(登録 ・ 更新 ・ 再発行)を申請します。

		さざんかねっと登録番号 (新規は記入不要)																		
団体名	ふりがな (40文字以内)																			
	団体名 (25文字以内)																			
施設区分 (○をつけてください)		運動場	庭球場	体育館	弓道場	プール	東京都 (運動場)													
種別 (○をつけてください)		★一般 ★学生 ★少年(中学生) ★少年(小学生以下) ★障害者																		
暗証番号(数字4桁) ※同じ数字4つは使用できません。						パスワード(英数字4~8桁) ※インターネットログイン時使用														
主な活動種目						団体紹介・会員募集				1. 希望する 2. 希望しない										
申請者	氏名	ふりがな																		
		氏名																		
住所	(〒 -)																			
	電話 ()																			
		本人確認 (施設記入欄)																		
代表者	氏名	ふりがな																		
		氏名																		
住所	(〒 -)																			
	電話 ()																			
		本人確認 (施設記入欄)																		
生年月日		大正 昭和 平成 年 月 日																		
連絡責任者	氏名	ふりがな																		
		氏名																		
住所	(〒 -)																			
	電話 ()																			
		本人確認 (施設記入欄)																		
生年月日		大正 昭和 平成 年 月 日																		
構成員数						人	うち区内在住・在勤・在学者数									人				

※太枠内のみご記入ください。

施設記入欄	添付資料	<input type="checkbox"/> 会則・規約 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	入力	確認	施設長	受付
	有効期限					
	年 月 日					施設
登録カード受領年月日		月 日	受領者署名		本人確認	

施設利用にあたってのお願い

次の注意事項を守っていただけない場合または虚偽の申請が判明した場合は、利用の承認後であっても施設の使用を中止させていただくことがあります。また、今後、施設の利用ができなくなることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

全施設共通の注意事項

- 社会体育団体として登録された団体は、登録をした団体の構成員のみでご利用ください。（ただし、試合は他団体との合同使用を認めます）。
- 利用できなくなった場合は、速やかに取消しの手続きをしてください。
- 施設を初めて利用される方は、あらかじめ利用方法を確認してください。
- 利用の際には、施設職員の指示に従ってください。
- 使用後は使用した器具などを所定の位置に戻し、ごみは持ち帰ってください。
- 利用の終了を施設職員にご連絡ください。
- 施設、設備、備品等に異常を発見した場合や破損した場合は、必ず施設職員にご連絡ください。
- 駐車場がない施設への車でのご来場はご遠慮ください。
- 利用時間は厳守してください（準備、後片付けも利用時間に含まれます）。
- 利用承認後であっても、緊急の修繕や選挙などで利用できなくなることがあります。
- 喫煙をされる方は、所定の位置でお願いします（全面禁煙の施設もあります）。
- 承認された種目以外の利用はできません。施設によって利用できる種目が決められていますので、必ず種目を確認し、お申し込みください。
- 施設近隣や他の利用者の迷惑となるような行為（大声、騒音など）はおやめください。

<次に該当する場合、登録を取り消しさせていただく場合がございます。>

- ① 登録の内容に虚偽や不正があったとき。
- ② 区の指示に従わないとき。
- ③ 登録要件を欠いたとき。
- ④ 区が登録者として不適格と認めたとき。
- ⑤ 登録内容に変更があったにもかかわらず届け出を怠ったとき（住所・構成員等）。
- ⑥ 登録証を他人に譲渡したり、貸与したとき。
- ⑦ 予約の枠を第三者（団体）に譲渡した場合。
- ⑧ 1団体が2以上の団体として登録していることが判明したとき。
- ⑨ 営利目的の活動を行ったとき。

※営利目的の例

- ア 入場料・参加費を徴収するもので実費（使用料・消耗品代等）を大きく上回るもの。
- イ 申込者自らが講師となって教室等を開催し、授業料等を徴収するもの。
- ウ 施設敷地内で直接金銭の授受を伴う販売行為をすること。
- エ 一般の参加者を募り、特定の企業の製品等の宣伝・広告・勧誘の類を行うもの。